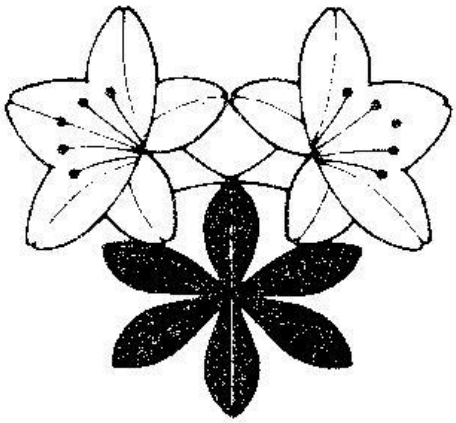
令和７年度

（２０２５年度）

愛護活動概要



伊丹市立少年愛護センター

は じ め に

平素より、少年愛護センターの諸活動並びに青少年の健全育成に対し、深いご理解と格別のご支援、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

令和７年度より、教育相談事業および不登校児童生徒支援事業が少年愛護センターへ移管されました。これにより、従来の非行防止活動に加え、教育相談や不登校支援の機能を併せ持つ総合的な青少年支援体制を構築し、子どもたちを取り巻く様々な課題に対応してまいります。

さて、兵庫県内においては、令和７年中の非行少年は2,927人で前年に比べ584人増加し、このうち刑法犯少年は2,413人で533人増加しました。また、初発型非行についても973人と前年より197人増加しており、少年非行の防止と青少年の健全育成に向けた継続的な取組が依然として重要な課題となっています。

青少年の健全育成は、明るい未来を築くうえで欠かすことのできない重要な課題です。青少年は「未来からの留学生」であり、一人ひとりが健やかに成長し、自らの可能性を最大限に発揮できる環境を整えることは、私たち大人すべての責務であります。

本市におきましては、JR伊丹駅周辺や公園等における深夜徘徊や喫煙、迷惑行為などの問題行動への対策として、伊丹警察署をはじめ、少年補導委員の皆様と連携しながら、青少年を見守る活動に取り組んでまいりました。

一方で、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。SNS等を通じた人間関係の形成や情報収集が日常化する一方で、インターネット上のトラブルや犯罪被害、孤立感の深まりなど、新たな課題も生じています。また、不登校や家庭・学校生活に関する悩みなど、子どもたちを取り巻く課題は複雑化・多様化しており、早期の相談支援や安心して過ごせる居場所づくりの重要性はますます高まっています。

少年愛護センターでは、今後も関係機関・団体をはじめ、多くの市民の皆様と連携しながら、子どもたちが安全で安心して暮らすことのできる社会環境づくりを推進するとともに、相談事業や不登校支援事業の充実を図り、青少年の健全育成に向けた諸事業に取り組んでまいります。

本冊子「愛護活動概要」は、少年愛護センターにおける１年間の活動をまとめたものです。ご一読いただき、今後の青少年健全育成活動へのご理解を深めていただくとともに、その一助としていただければ幸いに存じます。

結びに、本冊子の発行にあたり、ご協力を賜りました少年補導委員の皆様をはじめ、関係団体ならびに関係機関の皆様に、心より厚くお礼申し上げます。

伊丹市立少年愛護センター
所長　　藤原　和人

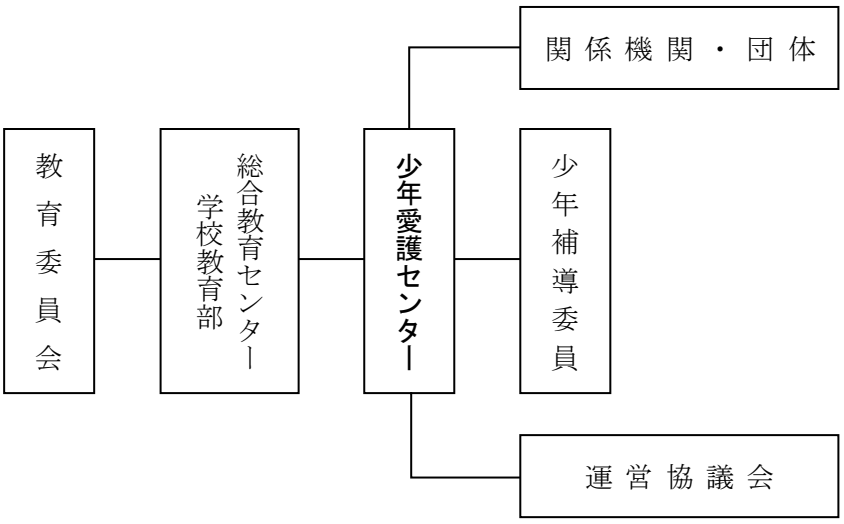
目　　次

Ⅰ　伊丹市立少年愛護センター概要 ・・・

Ⅴ　少年補導委員手記 ・・・

Ⅰ　伊丹市立総合教育センター少年愛護センター概要

１．名　　称　伊丹市立少年愛護センター
２．設立年月日　昭和 38 年 9 月 5 日
３．主管部局　伊丹市教育委員会事務局学校教育部総合教育センター
４．人　　口　195,023 人（令和８年７月１日現在推計）
男子　93,160 人　　女子　101,863 人
５．青少年人口　30,739 人（18 才未満）（令和８年７月１日現在推計）
男子　15,505 人　　女子　15,234 人
６．市域面積　25.00 ｋ㎡
７．学　　校　小学校 17　　中学校 8　　高等学校 5（県立 4・市立 1）
特別支援学校 3（県立 2・市立 1）
８．センター事務室　併設
平成 9 年 12 月 25 日　現在地に移転
伊丹市千僧 1 丁目 1 番地
事務室（専用）　電話相談室（専用）　　会議室他（共用）
平成 11 年 4 月 1 日、事務室を増設し、兵庫県警察本部阪神北少年サポートセンターを併置
（平成 12 年 3 月、阪神北少年サポートセンター、少年補導職員 1 名増員のため、事務室を修繕した。平成 17 年 12 月相談室を含む。）
９．職　　員　所長（専任）1 名　主査 1 名　事務員（再任用）1 名　　指導員 3 名
事務補助 1 名
10．運営協議会　協議会の委員は、教育委員会が委嘱、または任命する。（条例施行規則 2 条）
任期は 2 年　委員数 15 人以内
【内訳】
(1) 関係行政機関の委員および職員
(2) 関係団体の代表
(3) 学校教育関係者
(4) 学識経験者
11．機　　構



12. センターの主な事業
(1) 広報・啓発活動
(2) 補導活動
(3) 相談活動・教育相談
(4) 環境浄化活動
(5) 健全育成活動
(6) 研修活動
(7) 不登校児童生徒支援事業
(8) 関係機関および団体との連絡協調に関すること
(9) その他教育委員会が必要と認める事業

13. 少年補導委員　少年補導委員は、伊丹市少年補導委員要綱3条にもとづき、伊丹市教育委員会が委嘱する。自治会（民生委員児童委員を含む）・保護司より122名、中学校生徒指導担当より8人、計130人で任期は2年とし、その職務は次のとおりとする。
(1) 問題少年の早期発見ならびに補導に関すること
(2) 情報資料の収集報告に関すること
(3) その他少年の非行防止に必要な業務に関すること

少年補導委員ブロック別人数　（令和８年３月末現在）

ブロック / 内訳	伊丹	稲野	南	神津	緑丘	桜台	天神川	笹原	瑞穂	有岡	花里	昆陽里	摂陽	鈴原	荻野	池尻	鴻池	計（人）
男(人)	5	6	7	4	5	7	8	6	4	6	3	2	2	5	0	3	3	76
女(人)	5	1	3	2	1	1	2	2	2	1	4	4	3	1	8	3	3	46
計(人)	10	7	10	6	6	8	10	8	6	7	7	6	5	6	8	6	6	122

（中学校生徒指導８人を除く）

伊丹市少年補導委員活動地域



Ⅱ　伊丹市立少年愛護センター沿革

昭和38．9　伊丹市少年補導所を開設。民生部の所管とし、事務所を伊丹市悠紀町588番地に置く。所長、職員3名、警察官1名配置。
39.10　運営協議会設置要綱の制定。
39.11　総理府より国庫補助対象の指定を受ける。
少年補導所規則の改正。
少年補導委員設置要綱の制定。少年補導委員の定員は100人以内、任期1年。
40．9　少年補導センター運営要綱の制定。
少年補導センター補助金交付要綱の制定。
40．7　庁舎を伊丹字西ノ町496番地に移転。
41．4　伊丹市少年補導所の名称を伊丹市立少年愛護センターと改称。
教育委員会の所管とし、青少年課長が所長を兼務。職員1名増員。
41．5　少年愛護センターの設置規則の制定。
41.11　伊丹市少年補導協会創立。
42．4　少年補導委員の業務上の障害補償制度を実施。
43．3　青少年課長の所長兼務を解き、専任の所長を置く。
43．6　有害図書回収用白ポスト設置開始。
45．4　少年補導委員の任期を、従来の1年から2年に改める。
指導主事1名配置され、職員6名となる。
45.11　青少年課長が所長兼務となる。
46．5　運営委員を1名、保護司より委嘱、14名となる。
47．4　少年補導委員の定員を150人以内に増員。
48．4　指導主事1名減員。
49.11　伊丹市立少年愛護センター条例の制定。
庁舎を伊丹市伊丹字溝口70番地（旧税務署跡）に移転。
補導委員制度発足10周年記念式典挙行。
49.12　伊丹市立少年愛護センター条例施行規則制定。
51．2　住居表示変更により、伊丹市宮ノ前1丁目1番30号となる。
51．3　少年補導委員の定員を160人以内に増員。
53．7　非行防止「少年を守る店」指定。
54．3　悩みの電話相談を受け始める。
54．4　指導員1名増員。
55.11　移動センターとして毎月2地区開設。
56．4　青少年悩みの電話相談開設、相談員1名配置。
58．4　すこやかテレフォン開設、相談員(民間より)3名委嘱。
59．7　伊丹市青少年を守る店連絡協議会創立。
61．3　庁舎を伊丹市御願塚6丁目1番1号に移転。
61．4　伊丹市立少年愛護センター開所式。
62．1　伊丹市少年補導協会創立20周年記念式典挙行。
63．4　事務吏員1名増員、指導員1名減員。
平成元．4　指導主事1名配置、事務吏員1名減員。
「センター通信」1号発行。

２．４　少年進路相談員制度開設。
３．４　少年進路相談員制度全中学校区に開設。
４．４　事務補助１名置く。
４．５　青少年育成環境浄化ローラー作戦の活動開始。
伊丹市少年補導協会創立 25 周年記念式典挙行。
４.１１　伊丹市立少年愛護センター条例施行規則一部改正による付則３追記。
５．５　地域巡回による有害広告点検活動開始。
５．７　伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。
６．５　伊丹市少年補導協会の名称を伊丹市少年育成協会と改称。
６.１０　伊丹市において第 27 回兵庫県青少年補導委員研修会開催。
６.１１　伊丹市において四市合同広域補導研修会開催。
７．１　阪神淡路大震災発生。
７．４　伊丹市少年補導委員制度 30 周年記念功労賞受賞式開催。
７．７　伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会開催。
８．８　伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。
９．６　指導員１名増員。
９．８　ツーショットダイヤルカード自動販売機撤去要請活動行動計画の策定と市民運動の展開。法・条例の規定整備の意見書を内閣・知事宛に送付。
９.１２　伊丹市立少年愛護センター電話相談事業相談員要綱を制定。相談員として、教育関係２名、福祉関係１名に委嘱状交付。
関係機関との連携強化を図るため、伊丹市千僧１丁目１番地(伊丹市立総合教育・少年愛護センター3 階)に移転。位置変更のため伊丹市立少年愛護センター条例を改正。
１０．４　指導員１名減員。
１０．４　伊丹市少年補導委員連合会会則の一部が改正され、顧問がおかれる。
１０．７　シンナー・覚せい剤等薬物乱用防止キャンペーンを展開、麻薬・覚せい剤乱用防止センターからキャラバンカーを招致、ＣＡＴＶ・ＦＭいたみ等で啓発。
１０．９　青少年の非行化防止と健全育成を一層充実するため、市長・教育長・少年補導委員連合会会長の陳述書を添え、少年補導所設置と常駐警察官配置方を兵庫県警察本部に願い出る。
１１．３　少年補導所の誘致がなり、事務室を増設。
１１．４　兵庫県警察本部少年課阪神北少年補導所(少年サポートセンター)を併置。2 名の警察官､3 名の補導職員(認定心理士)が配置される｡また､管轄の３市１町(伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町)の教育長が招待され開所式が行われる。
１１．５　平成 11 年度、兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会、兵庫県青少年補導委員連合会総会を伊丹市で開く。
１１．５　伊丹市立少年愛護センター条例施行規則の一部を改正し、運営協議会委員の選出区分別の人数規定を解く。
１１．６　指導員１名退職、指導員１名配置。
１１．７　シンナー･覚せい剤等薬物乱用防止キャンペーンを阪急伊丹駅にて３日間開催。兵庫県警察本部「薬物乱用防止広報車」の公開、広報伊丹、ＣＡＴＶ、パンフレット配布等で広報、啓発を実施。
１１．９　伊丹市において三市合同広域補導研修会開催。

11.11　伊丹市立少年愛護センター・阪神北少年補導所のインターネットホームページを開設。
12．4　市の組織変更のため、青少年課少年愛護センターと改称。
13．4　兵庫県警察本部少年課阪神北少年補導所に少年補導職員1名増員。事務室増設。
13.12　「未成年者飲酒防止」キャンペーン実施。
14．1　伊丹市少年育成協会創立35周年記念式典挙行。
14．7　伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会兼青少年を守り育てる地域フォーラム開催。
14．8　伊丹市において三市(伊丹市・宝塚市・川西市)合同広域補導研修会開催。
14.10　伊丹市において阪神地区青少年健全育成大会兼青少年育成運動推進員研修会催。
14.11　青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。薬物乱用防止キャラバンカーを招致。
15.11　青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。薬物乱用防止キャラバンカーを招致。
16．6　伊丹市において兵庫県青少年補導センター連絡協議会理事会(所長会)開催。
16.11　青少年健全育成研修会兼阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会開催。
17.11　伊丹市少年補導委員実務研修会に阪神北地区薬物乱用防止指導員研修会を兼ねて実施。
17.12　電話相談室を開設。
17.12　兵庫県警察本部少年課阪神北少年サポートセンター相談室増設。
18．4　市の組織変更のため、社会教育課少年愛護センターと改称。
19．4　指導員1名増員。
19．7　夜間（午後9時以降）特別補導実施（夏・冬）。
20.10　伊丹市において第41回兵庫県青少年補導委員大会・研修会を開催。
21．5　伊丹市において兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会、兵庫県青少年補導委員連合会総会を開催。
21.10　伊丹市において阪神7市1町合同補導委員研修会を開催。
22．7　伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会兼青少年を守り育てる地域フォーラム開催。
22.10　イオンモール伊丹周辺において、宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導を開始。
23．7　「青少年の非行・被害防止全国強調月間」横断幕を JR 伊丹駅前、阪急伊丹駅前に1ヶ月間設置。
23.11　「子ども・若者育成支援強調月間」横断幕を阪急伊丹駅前東西2箇所に1ヶ月間設置。
25．1　イオンモール伊丹昆陽周辺において、宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導を開始。
28．5　伊丹市少年育成協会創立50周年記念総会
28.10　伊丹市少年補導委員隣接ブロック合同補導実施。
29．3　合同教育相談事業廃止
29．7　地域声かけ・見守りネットワーク事業実施。
30．4　事務職員（再任用）1名減
30．7　伊丹市において阪神地区青少年補導委員連絡協議会総会・研修会兼青少年を守り育てる地域フォーラム開催。

31．3　少年進路相談員制度廃止。
31．3　夜間(午後９時以降)特別補導廃止
31．5　平成から令和へ元号の変更
令和 2．4　新型コロナウイルス感染拡大による、緊急事態宣言等発令により事業自粛。
2．4　電話相談事業の受付時間を【平日 10:00～17:30】に変更。
3．3　電話相談員制度の廃止
3．4　新型コロナ感染症対策のため各事業を縮小計画にて開催。
4．7　伊丹市立少年愛護センター条例施行規則の一部を改正し、運営協議会の会長及び副会長を委員の互選によりこれに定める。
5．5　新型コロナウイルスが５類に移行されたことにより各事業が通常の開催に戻る。
7．4　市の組織変更のため、生涯学習部所管から学校教育部所管となる。教育相談事業、不登校児童生徒等対策支援事業が総合教育センターからの移管に伴い、主査１名増員。
7．8　伊丹市少年補導委員要綱の一部を改正し、第３条(5)に「伊丹市少年補導委員連合協議会から推薦された者」を追加（令和７年９月１日施行）
8．3　有害図書回収用白ポスト廃止。
8．3　伊丹市少年補導委員要綱の記載内容の一部変更（令和８年４月１日施行）

Ⅲ　令和７年度伊丹市立総合教育センター少年愛護センター事業内容

事業名	事業目的	事　業　内　容
広報啓発活動	青少年問題について広く市民へ周知し健全育成・非行防止への関心と意識を高める。	①広報車による啓発 （毎月 10 日、各小学校区、年間 34 回） ②広報紙「センター通信」の発行(月１回)、ホームページによる啓発 ③非行防止、薬物乱用防止、健全育成、電話相談等の啓発チラシ、ポスターの作成、配布及び掲示 ④ＤＶＤ等、視聴覚教材の活用による啓発 ⑤「愛護活動概要」の発行（年１回） ⑥危険ドラッグ・大麻・覚醒剤等薬物乱用防止運動の実施 ⑦スマホ・ケータイ等ネットに関する問題についての啓発 ⑧青少年を守り育てる県民スクラム運動の推進 「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（７月）、「子供・若者育成支援推進強調月間」（11 月）の横断幕設置による啓発
補導活動	地域の子どもは地域で守り育てるために、少年とのふれあいを大切にした街頭補導の充実を図る。	①地域に密着した街頭補導と「愛の一声運動」の推進 ・一斉街頭補導(毎月 10 日) ・地区別街頭補導(月３回程度、各小学校区) ・近隣ブロック合同補導 ②特別補導(毎月 繁華街・量販店補導) ③広域補導(宝塚市との合同補導・情報交換) ④ＰＴＡ連合会主催の全市一斉愛護パトロール(夏季)への協力 ⑤学校・ＰＴＡ・伊丹警察・阪神北少年サポートセンターなど関係機関・団体との連携による問題行動の未然防止 ⑥少年補導委員活動のＰＲ
相談活動	学校および相談機関との連携を密にし、個々に応じた相談活動を充実する。	①　子どもと保護者のなやみの相談(※継続相談の強化) ・電話相談(月～金曜日 10：00～17：30) ・来所相談(月～金曜日 10：00～17：00) ・メール相談(随時) ②　アウトリーチ型相談活動 ③　教育相談・医療心理・発達相談・特別支援教育相談

事業名	事業目的	事　業　内　容
健全育成活動	学校や関係機関および地域の青少年育成団体などと連携して、地域ぐるみの愛護活動をすすめる。	①　愛護補導連絡会の開催（年２回） ・小学校、ＰＴＡ、少年補導委員、阪神北少年サポートセンター、主任児童委員、自治会等による情報交換 ②学校補導連絡会の開催（年２回） ・中学校、ＰＴＡ、少年補導委員、保護司、主任児童委員、阪神北少年サポートセンターによる情報交換 ③地区懇談会や地域行事への参加 ④少年補導委員連合会、少年育成協会、青少年を守る店連絡協議会と連携した地域ぐるみの健全育成活動
環境浄化活動	兵庫県青少年愛護条例の趣旨を踏まえて、市民の理解と協力のもと、青少年にとって有害な環境の浄化を推進する。	①有害環境総点検活動の実施（11 月～12 月） ・市民と協働し、有害環境の改善に努める ・有害環境に負けない少年の育成に努める ②有害図書追放「白ポスト」運動の推進 ・白ポストによる有害図書類の回収（月１回） ③危険ドラッグ等の薬物及び有害図書、タバコ、刃物等の取扱業者･販売店に管理を徹底してもらうことや青少年への販売をしないよう依頼 ④　青少年の蝟集場所や危険箇所の解消 ⑤　３９４店舗の「青少年を守る店」協力店との連携による万引きをはじめとする初発型非行防止の推進
研修活動	青少年問題の現況に対応した研修を実施し、少年補導委員の資質向上に努める。	①　少年補導委員研修会 （実務研修４月） ②　少年育成協会全体研修会（５月） ③　青少年を守る店連絡協議会研修会（７月） ④　青少年健全育成研修会（11 月） ⑤　阪神地区、県等が主催する研修会への参加 ⑥　少年補導委員管外研修（11 月）
いじめ問題への対応	いじめ問題の状況を的確にとらえ積極的に問題解決に取り組む。	①相談活動の充実、関係機関等との連携 ②「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会」、「伊丹いじめ防止等対策審議会」、「伊丹市青少年問題協議会」との連携 ③学校訪問による状況把握
不登校対策支援事業	誰一人取り残さない学びの充実の推進のため、不登校（長期欠席）児童生徒に対する様々な支援体制の構築を図り、「つながり」を通して社会的自立を支援する。	①　教育支援センター「やまびこ」の運営 ②　メンタルフレンドによる家庭訪問 ③　教育支援センター「やまびこ」運営委員会の開催（７・２月） ④　「子どもの思春期を考える親のつどい」の開催（2 月）

Ⅳ　令和７年度　活動状況

１．行事の経過

（1）補導関係　　※一斉補導は、職員参加地区のみ記載

月	日	曜	行　　事	場　　所
4	10	木	市内広報・一斉補導	（市内広報）有岡・摂陽・伊丹地区 （一斉補導）天神川・池尻地区
5	12	月	市内広報・一斉補導	（市内広報）瑞穂・桜台・稲野地区 （一斉補導）神津・荻野地区
6	9・10	火	市内広報・一斉補導	（市内広報）神津・荻野・南地区 （一斉補導）6/9 昆陽里・6/10 鴻池地区
7	10	木	夏季市内一斉愛護パトロール	（市内広報）花里・天神川・池尻地区
7	25	金	宝塚市・伊丹市 少年補導委員合同補導	イオン伊丹
8	8	金	市内広報	（市内広報）笹原・鴻池地区
8	22	金	宝塚市・伊丹市 少年補導委員合同補導	イオン伊丹昆陽
9	10	水	市内広報	（市内広報）昆陽里・緑丘・鈴原地区
10	9	木	市内広報・一斉補導	（市内広報）鴻池・神津・瑞穂地区 （一斉補導）笹原・桜台地区
11	10	月	市内広報・一斉補導	（市内広報）摂陽・南・笹原地区 （一斉補導）花里・有岡地区
12	10	水	市内広報・一斉補導	（市内広報）稲野・昆陽里地区 （一斉補導）緑丘地区
1	9	金	市内広報・一斉補導	（市内広報）緑丘・鈴原・伊丹地区 （一斉補導）稲野・南地区
2	10	火	市内広報・一斉補導	（市内広報）荻野・有岡・桜台地区 （一斉補導）伊丹・摂陽地区
3	10	火	市内広報・一斉補導	（市内広報）池尻・花里・天神川地区 （一斉補導）鈴原・瑞穂地区

※繁華街特別補導担当地区（イオン伊丹：イオンモール伊丹、イオン昆陽：イオンモール伊丹昆陽）

月	担当ブロック（場所）
4	
5	池尻・南・笹原（イオン昆陽）
6	
7	荻野・摂陽・桜台（イオン伊丹）
8	花里・有岡・鈴原（イオン昆陽）
9	

月	担当ブロック（場所）
10	伊丹・緑丘・昆陽里（イオン伊丹）
11	
12	神津・稲野・鴻池（イオン昆陽）
1	
2	天神川・瑞穂（イオン伊丹）
3	

（2）伊丹市少年補導委員連合会関係

月	日	曜	行　　事	場　　所
4	3	木	少年補導委員連合会会計監査	伊丹市立総合教育センター
4	7	月	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター
4	28	月	少年補導委員連合会総会 実務研修会	伊丹市立総合教育センター
5	7	水	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター
6	5	木	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター
7	9	水	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター
8	7	木	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター
9	8	月	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター
10	7	火	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター
11	7	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター
11	11	火	少年補導委員管外研修	浪速少年院
12	8	月	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター
1	7	水	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター
2	9	月	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター
3	6	金	少年補導委員連合会定例理事会	伊丹市立総合教育センター

（3）伊丹市少年育成協会関係

月	日	曜	行　　事	場　　所
4	10	木	少年育成協会会計監査	伊丹市立総合教育センター
4	18	金	第１回少年育成協会常任理事会	伊丹市立総合教育センター
5	26	月	少年育成協会定期総会・全体研修会	伊丹市立労働福祉会館（スワンホール）
10	10	金	第２回少年育成協会常任理事会	伊丹市立総合教育センター
1	10	土	新年交歓会	伊丹市立産業振興センター

（4）伊丹市青少年を守る店連絡協議会関係

月	日	曜	行　　事	場　　所
4	7	月	青少年を守る店連絡協議会会計監査	伊丹市立総合教育センター
5	30	金	第１回青少年を守る店連絡協議会役員会	伊丹市立総合教育センター
7	4	金	青少年を守る店連絡協議会総会・量販店部会	伊丹市立労働福祉会館（スワンホール）
11	28	金	青少年健全育成研修会	伊丹市立労働福祉会館（スワンホール）
2	5	木	第２回青少年を守る店連絡協議会役員会	伊丹市立総合教育センター

（5）伊丹市立少年愛護センター運営協議会　会場：伊丹市立総合教育センター

①　7月23日（水）	②　2月18日（水）

（6）有害図書回収　　市内 13 ヶ所　　12 回実施

①　4月21日（月）	⑤　8月19日（火）	⑨ 12月18日（木）
②　5月20日（火）	⑥　9月17日（水）	⑩　1月19日（月）
③　6月20日（金）	⑦ 10月17日（金）	⑪　2月20日（金）
④　7月22日（火）	⑧ 11月25日（火）	⑫　3月4日（水）

※令和８年２月末をもって、廃止。

（7）その他

月	日	曜	行　　事	場　　所
随　時			地区別街頭補導	各小学校区
			中学校区補導	各中学校区
			来所相談	少年愛護センター
			なやみの電話相談	少年愛護センター

（8）隣接市・阪神・県・近畿関係

月	日	曜	行　事	場　所
4	4	金	第1回兵庫県青少年補導委員連合会会長・副会長会	姫路市立総合教育センター
4	17	木	青少年非行対策等連絡会議（青少年課）	神戸市・学校厚生会館
5	9	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会総会・理事会	複合型交流拠点ウィズ明石
5	9	金	兵庫県青少年補導委員連合会総会・理事会	複合型交流拠点ウィズ明石
5	23	金	兵庫県青少年補導委員連合会運営委員会	伊丹市立総合教育センター
6	6	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会理事会所長会	宝塚市立教育総合センター
7	2	水	兵庫県青少年補導委員連合会会長・副会長会	神戸市立青少年育成センター
7	25	金	兵庫県青少年補導センター所長一日研修	神戸市立青少年育成センター
7	25	金	宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導	イオンモール伊丹
8	22	金	兵庫県青少年補導委員連合会運営委員会	西宮市役所
8	22	金	宝塚市・伊丹市少年補導委員合同補導	イオンモール伊丹昆陽
9	24	水	兵庫県青少年補導センター連絡協議会理事会所長会	上郡町生涯学習支援センター
10	24	金	第58回兵庫県青少年補導委員大会・研修会	三木市文化会館
10	28	火	兵庫県青少年補導委員連合会・臨時理事会	姫路市立総合教育センター
11	13	木	近畿地区青少年センター連絡協議会第1回情報交換会	神戸市立青少年育成センター
12	4	木	阪神北ブロック青少年を守り育てるための学習支援事業	フレンテ西宮
12	22	月	兵庫県青少年補導委員連合会・臨時理事会	姫路市立総合教育センター
2	6	金	兵庫県青少年補導委員連合会理事会	姫路市立総合教育センター
2	13	金	兵庫県青少年補導センター連絡協議会理事会所長会	神戸市立青少年育成センター
2	13	金	青少年補導センター所長研修会（青少年課）	神戸市立青少年育成センター
3	4	水	兵庫県青少年補導センター連絡協議会理事会所長会	神戸市立青少年育成センター
3	4	水	兵庫県青少年補導委員連合会会長・副会長会	神戸市立青少年育成センター

２．広報・啓発活動

（１）センター通信の配布

センター通信は、第一面に関係機関・団体や市内の高校生に依頼した青少年の非行防止及び健全育成に関する寄稿を掲載している。毎月、様々な分野で活躍されている方から幅広い視野で見た内容となっている。第二面には、毎月、少年補導委員から提出される補導活動報告書を集計した補導件数や兵庫県警察本部から配信される防犯メールの内容及び少年愛護センターに寄せられる情報などをまとめて掲載し、地域に向けて防犯意識の高揚を図っている。

Ａ４用紙（両面印刷）で、毎月、約 6,800 部印刷し、警察、各幼・小・中・高・特別支援学校及び各校ＰＴＡ、市内全自治会に配布するとともに、各種会合等で参加者に配布した。

（伊丹市立少年愛護センターのホームページにも掲載）

令和７年度分　433 号から 444 号の主な内容は以下のとおりである。

①第 一 面

NO.433(4月号)	着任のご挨拶	伊丹市立少年愛護センター所長　藤原　和人
NO.434(5月号)	あいさつからはじまるつながり	伊丹市立伊丹小学校長　奥村　智香子
NO.435(6月号)	植えるビーイングな教育	伊丹市立南中学校長　八束　伸明
NO.436(7月号)	伊丹特別支援学校の役割	伊丹市立伊丹特別支援学校教頭　嶋本　浩士
NO.437(8月号)	『感謝』の気持ち	伊丹市教育委員会学校教育課指導主事　大波　智博
NO.438(9月号)	少年の健全育成のために	阪神北少年サポートセンター所長　位田　道俊
NO.439(10月号)	『察する』という文化	伊丹市立伊丹高等学校生徒会長　菅原　菜佑
NO.440(11月号)	共創 ～共に創る子どもの未来～	伊丹市ＰＴＡ連合会会長　高橋　靖人
NO.441(12月号)	「反省は必要なのか？」	伊丹市立笹原中学校生徒指導主事　奥村　優一
NO.442(1月号)	「人生」	二十歳の祝典実行委員長　右馬 帆乃夏
NO.443(2月号)	地域のみなさんと共に ～荻野小学校創立50周年～	伊丹市立荻野小学校教頭　井上　和也
NO.444(3月号)	対話から生まれた「カラフルな教育」	伊丹市立総合教育センター指導主事　窪田 えみか

②第 二 面

NO.433(4月号)	◇少年愛護センターの主な活動　◇少年愛護センターの職員紹介
NO.434(5月号)	◇伊丹市少年補導委員連合会総会　◇ゲートキーパーになろう（厚生労働省）
NO.435(6月号)	◇第 59 回少年育成協会定期総会･全体研修会　◇自己管理能力を高めることの大切さ
NO.436(7月号)	◇第１回愛護補導連絡会　◇７月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」
NO.437(8月号)	◇伊丹市青少年を守る店連絡協議会 総会・量販店部会研修会 ◇第 1 回少年愛護センター運営協議会　◇繁華街特別補導活動・夏季全市一斉愛護パトロール
NO.438(9月号)	◇宝塚市･西宮市･伊丹市合同補導活動　◇秋の全国交通安全運動　◇非行防止啓発ポスター
NO.439(10月号)	◇第 2 回 愛護補導連絡会　◇ＡＩが活用され､いつの間にかフィルターバブルの中・・
NO.440(11月号)	◇11 月は全国「子供･若者育成支援強調月間」◇兵庫県青少年補導委員大会・研修会◇学校補導連絡会･愛護補導連絡会
NO.441(12月号)	◇伊丹市青少年健全育成研修会　◇管外研修 ― 伊丹市少年補導委員連合会 ―
NO.442(1月号)	◇青少年を守り育てる学習支援事業　◇繁華街特別補導活動　◇白ポスト廃止のお知らせ
NO.443(2月号)	◇自転車の交通ルール　◇伊丹市少年育成協会新年交歓会　◇白ポスト廃止のお知らせ
NO.444(3月号)	◇補導活動について　◇相談活動について

［各号共通掲載］◇街頭補導の集計　◇電話・来所相談の集計　◇月の事案
◇有害図書・有害ＤＶＤ等の回収状況　◇月の主な行事予定

（２）啓発用ちらし等の配布

・「非行防止等啓発」ちらし　　７月　13,000 枚
　　配布先：小 5～中 3 年、量販店、守る店協力店
・「子どもと保護者のなやみの相談」カード　　７月　5,800 枚
　　配布先：小 2・4・6 年
・「子どもと保護者のなやみの相談」クリアファイル　　７月　10,800 枚
　　配布先：小 1・3・5 年、中学生、特別支援学校
・「環境浄化・非行防止」ポスター　　８月　450 枚
　　配布先：保幼小中特別支援学校並びに 5 高校、量販店
　　守る店協力店、自治会、伊丹警察署、伊丹防犯協会
　　少年育成協会役員、市役所、市教委等
・「伊丹市少年育成協会」啓発ポスター　　１１月　600 枚
　　配布先：少年育成協会会員、幼小中特別支援学校
　　市公共施設、市コミュニティ掲示板
・「自転車もルールを守ろう」手渡しカード　　２月　1,000 枚
　　配布先：市民

（３）広報車による啓発活動

毎月 10 日の「少年を守る日」に、広報車で青少年の非行防止と健全育成を啓発するメッセージを流しながら巡回し、青少年の健全育成・非行防止等について市民の理解と協力を呼びかけるとともに、電話や来所による相談についての広報を行った。

令和 7 年度は、各小学校ブロックごとに年間 2 回ずつ、センター職員と当該ブロックの少年補導委員が巡回し、広報活動を行った。

（４）ＤＶＤ・ビデオテープ等の貸出

当センターの業務の一環として、青少年の健全育成・非行防止関係のＤＶＤ・ビデオテープを用意している。学校での生徒指導（薬物乱用教室、情報モラル教室等）や愛護補導連絡会にも活用されている。

・延べ利用回数：6 回　　延べ視聴者数：53 人
・利用行事名：薬物乱用防止教室、愛護補導連絡会等
・利用ＤＶＤ・ビデオテープ：灰色の青空～薬物乱用の背景を見つめて～
　　小学生の情報モラル教室～スマホを正しく活用しよう!～
・保有数：ＤＶＤ(26 本)・ビデオテープ(57 本)・・・・・・・　83 本

（５）令和 6 年度「愛護活動概要」の配布

令和 6 年度「愛護活動概要」を 270 部作成し、少年育成協会役員・会員、少年補導委員、青少年を守る店役員・会員、運営協議会委員等に冊子を配布した。（270 部）

また、小・中・特別支援学校並びに市内公立 5 高校、県内関係機関、ＰＴＡ連合会、主任児童委員、県内青少年センター等にデジタル配布した。（約 90 件）

（６）その他

横断幕等による啓発

・7 月の「青少年の非行･被害防止全国強調月間」に阪急伊丹駅、JR 伊丹駅陸橋に横断幕を設置し、啓発を行った。

・11 月の「子供･若者育成支援強調月間」に阪急伊丹駅、JR 伊丹駅陸橋に横断幕を設置し、啓発を行った。

3. 補導活動（令和７年４月～令和８年３月）

(1) 街頭補導状況（17小学校区）

市内、17小学校区の少年補導委員122名によって、小学校区ごとに補導活動を実施している。対象は幼児・小学生から高校生などの青少年に限らず、大人に対しても積極的にあいさつや声かけなどを行っている。

令和７年４月～翌年３月の実施状況は、　　（ ）内は前年同期

○ あいさつ・・・47,441 人(40,560 人) ＋6,881 人

○ 声かけ・会話等・・6,758 人(5,604 人) ＋1,154 人

であった。

あいさつの件数については、過去 10 年で最も多くなっており、夏の酷暑等にもかかわらず、少年補導委員の献身的な活動がうかがえる。

また、声掛け会話等についても昨年同期より約 21%増加している。

(2) 街頭補導活動の内訳

「声かけの内の問題行動」として顕著であったのは、あいかわらず小学生の下校時の横隊通行、次いで、その他（薄暮時の帰宅促進）等であった。

帰宅促進では、ゲームセンターにおける帰宅促進も多くなっている。

横隊通行では、その約７割を幼、小学生が占めており、特に下校時に目立つことから、その時間帯における補導活動を重点的に取り組んでいる。

「自転車(ながらスマホ)」については、その半数を高校生が占めているが、令和８年４月１日に施行された改正道路交通法「自転車への交通反則通告制度」により、現在は減少している。

信号無視については、その９割近くを、自転車の無灯火についてはその７割近くをいずれも大人が占めており、声掛けによる注意喚起をしても、その多くが無視をして走り去っており、大人の規範意識の低さが少年に与える影響が大きいものと思われる。

(3) 特別街頭補導

17 小学校区の少年補導委員による街頭補導のほかに、市内の繁華街で行う補導活動、市内一斉の補導活動、他市との合同一斉補導など、各校区の少年補導委員の応援を得て実施している。

また、ＪＲ伊丹駅周辺、イオンモール伊丹店、同伊丹昆陽店での繁華街特別補導や、夏季の全市一斉愛護パトロールも実施したほか、各地域主催の祭礼等にも自治会、ＰＴＡ等とともに、少年補導委員も連携して補導活動等に従事している。

(4) 広域街頭補導（近隣市との合同補導）

少年らの交遊関係が他市に及ぶなど広域化していることから、宝塚市・伊丹市少年補導委員での合同補導を実施した。

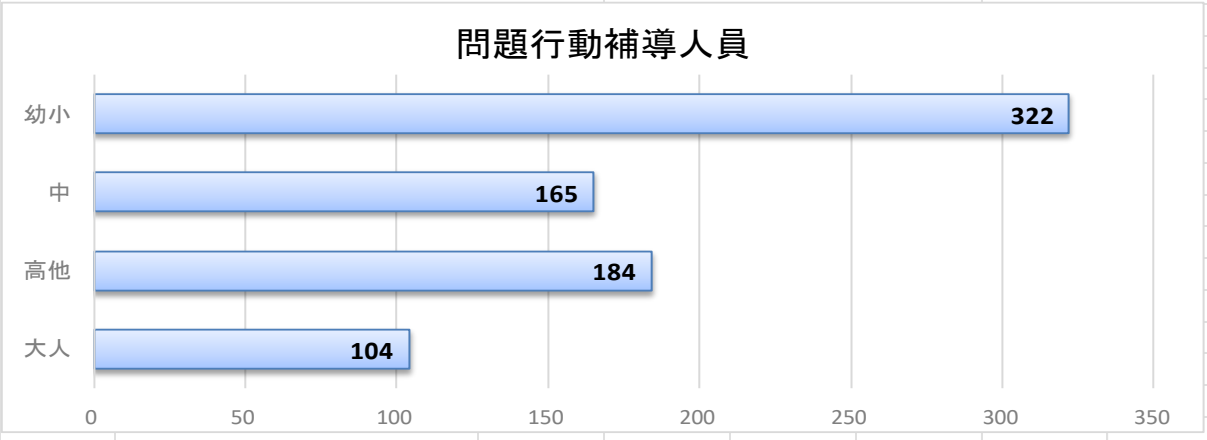
（補導活動資料）

令和7(2025)年度　補導活動集計　（学職別）

令和7(2025)年4月～翌年3月

種別＼学職		幼小	中	高他	大人	合計	
あいさつ		37,424	2,358	995	6,664	47,441	
		31,889	2,218	1,014	5,439	40,560	
声かけ・会話等		4,336	844	447	1,131	6,758	
		3,414	603	429	1,158	5,604	
声かけのうちの問題行動	1 火遊び(花火等)	8	5	0	4	17	10
	2 公園、店等での迷惑行為	34	18	21	1	74	51
	3 ゲームセンター	28	29	21	1	79	66
	4 危険な遊び	10	0	0	0	10	16
	5 スケボー等走行	4	2	0	0	6	18
	6 横隊通行	133	24	29	6	192	198
	7 信号無視	0	0	2	15	17	30
	8 自転車（二人乗り）	10	16	22	10	58	40
	9 自転車（無灯火）	8	4	4	32	48	103
	10 自転車（ながらスマホ）	1	7	14	6	28	33
	11 喫煙	0	0	8	0	8	15
	12 飲酒	0	0	3	0	3	0
	13 ケンカ・乱暴行為	0	0	0	0	0	12
	14 怠学	0	0	1	0	1	0
	15 その他	86	60	59	29	234	282
	合　計	322	165	184	104	775	874
	前年度	420	104	189	161	874	

※高他…高校生、無職・有職少年など　　灰色表示部分前年度同期　　（単位：人）



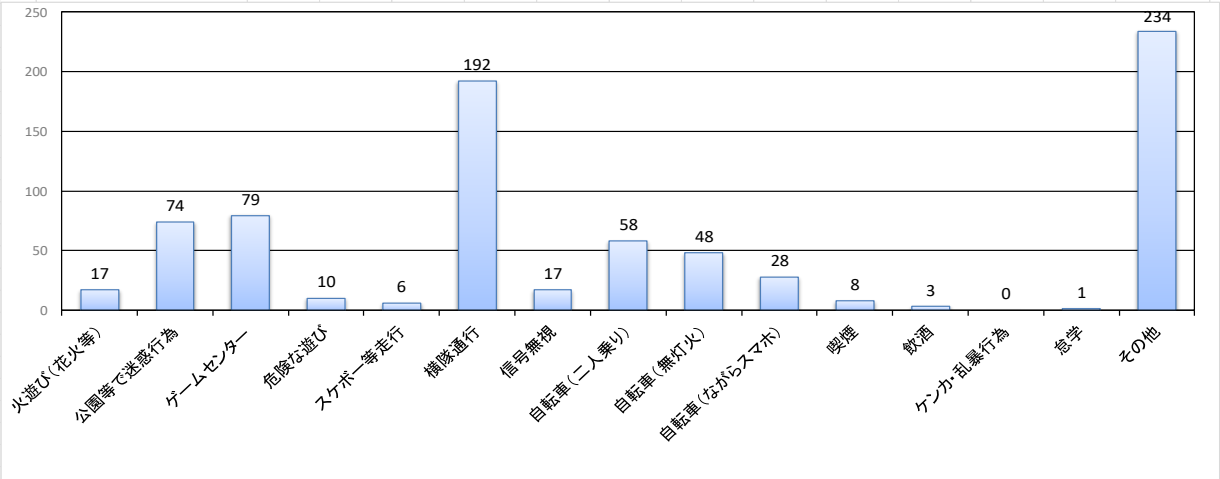
令和７（2025）年度補導活動集計（月別）

補導活動（月別集計表）

令和７(2025)年4月～令和８(2026)年３月

種別＼月別	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	計
あいさつ	3, 941	4, 013	2, 995	2, 613	3, 150	2, 825	4, 397	5, 059	5, 617	4, 301	3, 811	4, 719	47, 441
声かけ・会話等	1215	675	477	274	460	507	606	434	628	542	464	476	6, 758
声かけ 火遊び（花火等）					5	12							17
声かけ 公園等で迷惑行為	16		23	4	5	4			15		7		74
声かけ ゲームセンター	2	11	19	10	5	18		6		6	2		79
声かけ 危険な遊び	3			3	2			1		1			10
声かけ スケボー等走行		2				2			1	1			6
声かけ 横隊通行	40	1	2	16			3	33	32	10	26	29	192
声かけ 信号無視	10	2							1		2	2	17
声かけ 自転車（二人乗り）	4	6	11		2		7	12	6	4	2	4	58
声かけ 自転車（無灯火）	4	4	3		4	12	3	3	8	2	4	1	48
声かけ 自転車(ながらスマホ)	5	2	4	1	1	9	4					2	28
声かけ 喫煙				3	5								8
声かけ 飲酒				3									3
声かけ ケンカ・乱暴行為													
声かけ 怠学						1							1
声かけ その他	37	14	8	6	7	21	25	29	27	14	20	26	234
声かけ 計	121	42	70	46	36	79	42	84	90	38	63	64	775

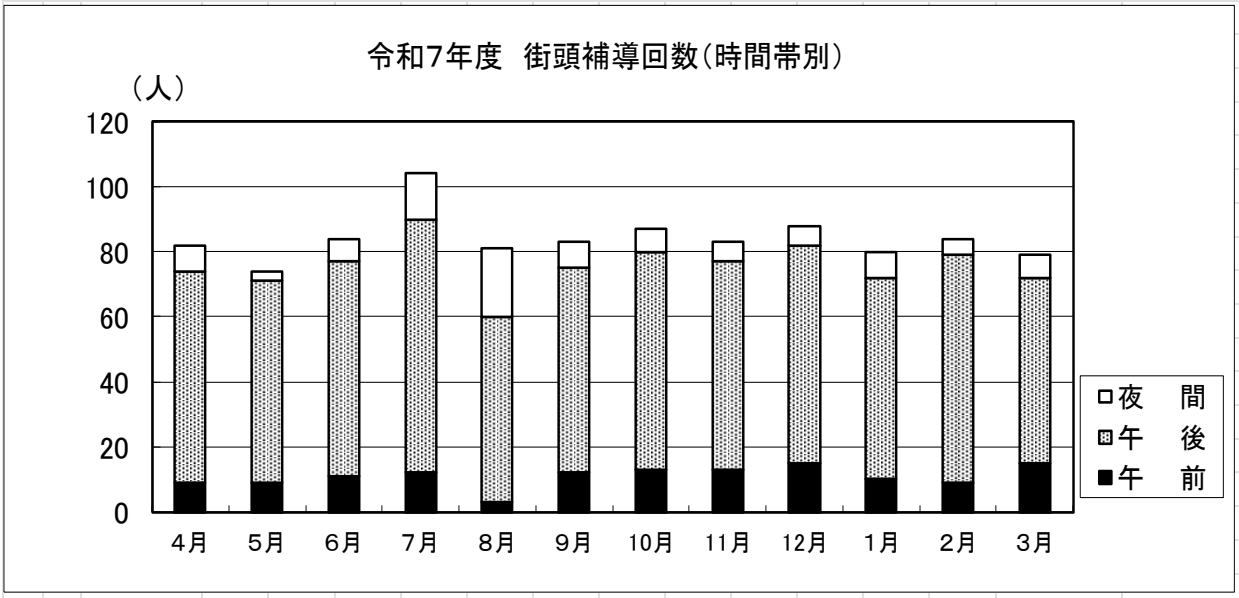
単位（人）

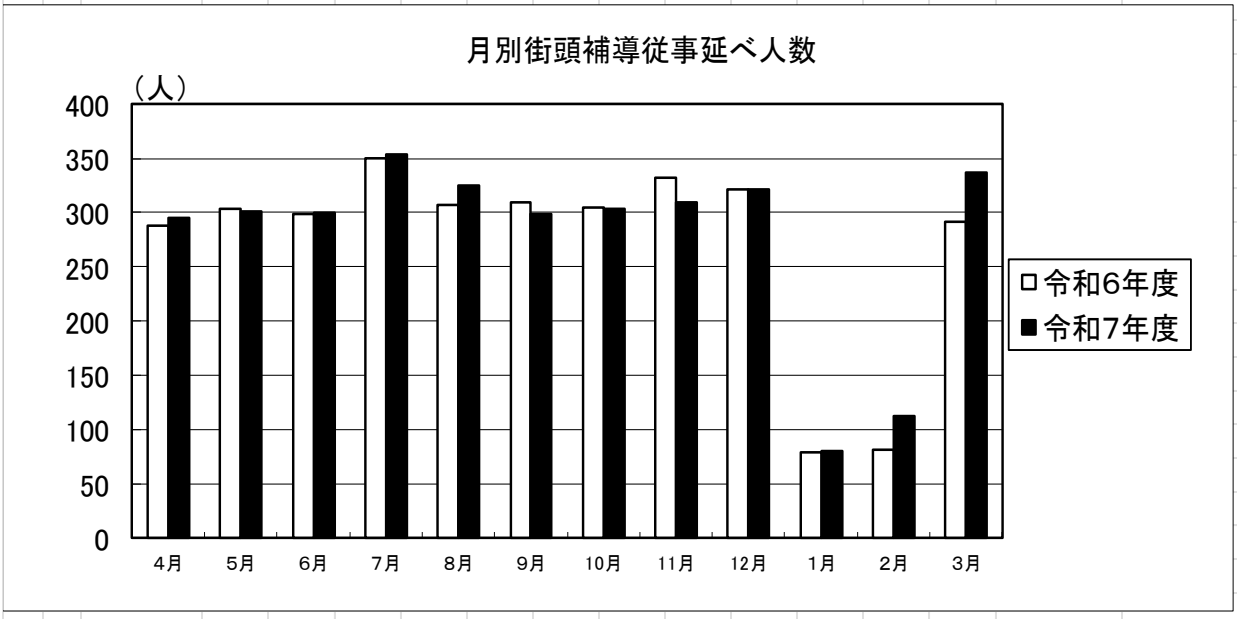


令和７年度　街頭補導従事延べ人数等

R07.04～R08.03

			４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	計（人）	６年度
７年度	街頭補導回数	午　前	9	9	11	12	3	12	13	13	15	10	9	15	131	125
		午　後	65	62	66	78	57	63	67	64	67	62	70	57	778	856
		夜　間	8	3	7	14	21	8	7	6	6	8	5	7	100	37
		計	82	74	84	104	81	83	87	83	88	80	84	79	1,009	1,018
	補導従事延べ人数		295	301	300	354	325	299	303	310	322	80	112	337	3,338	3,268
６年度	補導従事延べ人数		288	304	299	350	307	309	305	332	322	79	82	291	3,268	
	補導回数（回）		66	90	86	112	80	80	80	85	94	79	82	84	1,018	





4. 相談活動

当センターでは、子どもに関する様々な悩みについて、電話・来所・メールによる相談を受け付けている。また、アウトリーチ型の訪問相談も受け付けている。

（１）　電話相談

昭和 53 年から悩みの電話相談を始め、昭和 56 年４月「青少年悩みの電話相談」として正式に開設した。昭和 58 年４月からは県が「すこやかテレホン」を開設したが、平成９年から県・市統合の「悩みの電話相談」事業となり現在に至っている。

①　実施の方法　○　相談日時　　平日　１０：００　～　１７：３０

○　相談担当者　少年愛護センター職員

②　課題

相談者の話を傾聴し、共に考え、相談者自身が解決の糸口を見つけられるように努めているが、電話だけでの対応は難しく、相談者了承の下、来所・訪問につなげ、対応を継続している。

月別受理件数　令和７年度中は、２９件を受理　前年同期と比較し９件減少。

月別	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
Ｒ７	0	3	2	6	2	1	1	0	4	2	6	2	２９
Ｒ６	7	１０	4	3	2	5	2	1	0	1	2	1	３８

相談者別受理件数　令和７年度中、相談者の約８割以上が保護者で大半が母親

相談種別	小学生		中学生		高校生		教　師		保護者		その他		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
Ｒ７	2	0	0	0	0	0	0	0	9	16	2	0	２９
Ｒ６	1	0	0	0	0	1	0	0	3	31	1	1	３８

相談対象者学職別件数　令和７年度中、対象者の男女比は約６６％が男子。

相談種別	幼　児		小学生		中学生		高校生		その他		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
Ｒ７	0	0	１２	3	2	4	4	3	1	0	２９
Ｒ６	0	0	7	4	9	2	１６	0	0	0	３８

相談内容別件数（令和７年度中、前年同期対比）

相談種別	いじめ	不登校	学業・進路	友人関係	家庭・子育て	心身の健康・保健	発達障害等	非行・不良行為	暴力行為	虐待	体罰	学校・教職員との関係	その他	合　計
Ｒ７	3	5	3	0	6	0	0	4	1	0	1	3	3	29
Ｒ６	1	4	1	1	21	0	1	2	2	0	0	5	0	38
増減	2	1	2	－1	-15	0	－1	2	－1	0	1	－2	3	－9

（２）　来所・訪問相談

子どもに関する様々な悩みについて、来所による相談を受け付けている。
また、令和２年度から、アウトリーチ型の訪問相談も受け付けている。

①　実施の方法　　○　相談日時　　平日　１０：００　～　１７：００
　　○　相談担当者　少年愛護センター職員

②　課題

相談は１回で終了する場合の他、相談内容に応じ継続して相談にあたる場合もある。また、ケースによっては伊丹警察署、阪神北少年サポートセンター、こども福祉課など関係機関との連携や情報提供も行っている。

月別受理件数　令和７年度中は、４５件(内訪問７件)を受理。前年同期と比較し４件減少。

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R７	3	5	3	3	5	4	3	6	3	3	3	4	４５
R６	4	6	１０	7	4	3	5	1	1	1	2	5	４９

相談者別受理件数　令和７年度中、相談者の約73%以上が当事者(本人)であった。

相談種別	小学生		中学生		高校生		教　師		保護者		その他		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
R７	11	1	19	1	1	0	1	1	2	8	0	0	４５
R６	3	2	8	2	21	0	0	0	3	10	0	0	４９

対象者学職別件数　令和７年度中、対象者の男女比は９０%以上が男子。

相談種別	幼　児		小学生		中学生		高校生		その他		合計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
R７	0	0	17	3	22	1	2	0	0	0	４５
R６	0	0	5	5	12	5	21	1	0	0	４９

相談内容別件数（令和７年度中、前年同期対比）

相談種別	いじめ	不登校	学業・進路	友人関係	家庭・子育て	心身の健康・保健	発達障害等	非行・不良行為	暴力行為	虐待	体罰	学校・教職員との関係	その他	合　計
R７	1	4	0	0	12	1	0	24	2	0	0	0	1	４５
R６	0	4	0	0	37	0	1	6	0	0	0	1	0	４９
増減	1	0	0	0	-25	1	－1	18	2	0	0	-1	1	－4

（３）　メール相談

①　実施の方法　　○　相談日時　　随時　ＨＰ（QR コード）

○　相談担当者　少年愛護センター職員

②　課題

メールによる相談は、文字による受け答えとなる。そのため、文章表現によって誤解を招くことがないよう、返信内容を慎重に考え、丁寧な対応を心がけている。

月別受理件数　令和７年度中は、９件を受理。前年度と比較し５件減少

月別	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月	合計
Ｒ７	0	1	0	1	0	2	0	1	1	1	1	1	9
Ｒ６	1	1	1	2	2	2	2	1	1	0	0	1	１４

相談者別受理件数　令和７年度中、相談者の５割以上が保護者で母親であった

相談種別	小学生			中学生			高校生			教　師			保護者			その他			合計
	男	女	不明	男	女	不明	男	女	不明	男	女	不明	男	女	不明	男	女	不明	
Ｒ７	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	2	0	9
Ｒ６	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	3	2	0	14

対象者学職別件数　令和７年度中、対象者の男女比は、約 67%が女子

相談種別	幼　児			小学生			中学生			高校生			その他			合計
	男	女	不明	男	女	不明	男	女	不明	男	女	不明	男	女	不明	
Ｒ７	0	0	0	3	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	9
Ｒ６	0	0	0	5	7	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	１４

相談内容別件数（令和７年度中、前年同期対比）

相談種別	いじめ	不登校	学業・進路	友人関係	家庭・子育て	心身の健康・保健	発達障害等	非行・不良行為	暴力行為	虐待	体罰	学校・教職員との関係	その他	合計
Ｒ７	0	0	0	0	1	1	2	1	0	0	0	2	2	9
Ｒ６	4	3	0	0	5	0	0	0	0	0	0	2	0	１４
増減	－4	－3	0	0	－4	1	2	1	0	0	0	0	2	－5

【相談内容総数及び増減】

相談種別	Ｒ７	Ｒ６	増減数	増減率
いじめ	４	５	－１	-20.0%
不登校	９	１１	－２	-18.2%
学業・進路	３	１	２	200%
友人関係	０	１	－１	-100%
家庭・子育て	１９	６３	－４４	-69.8%
心身の健康・保健	２	０	２	
発達障害等	２	２	０	
非行・不良行為	２９	８	２１	262.5%
暴力行為	３	２	１	50.0%
虐待	０	０	０	
体罰	１	０	１	
学校・教職員との関係	５	８	－３	-37.5%
その他	６	０	６	
合　　計	８３	１０１	－１８	-17.8%

月別相談総数

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月	合計
Ｒ７	３	９	５	10	７	７	４	７	８	６	10	７	83
Ｒ６	12	17	15	12	８	10	９	３	２	２	４	７	101
増減	－９	－８	-10	－２	－１	－３	－５	４	６	４	６	０	-18

【相談内容の特徴】

１　相談種別の件数は、前年度比 -18 件、①来所・訪問〔45 件(－４)〕、②電話〔29 件(－９)〕、③メール〔９件(－５)〕相談の順となっている。〔() は前年増減〕

２　月別では、①７月、②２月、③５月の順となっており、前年と比べ季節性は感じられない。

３　相談者別では、①保護者（母親)、②男子中学生③男子小学生の順となっている。

４　対象者別では、①小学生、②中学生の順となりいずれも男子が大半となっている。

５　相談内容では、昨年は「家庭・子育て」が突出していたが、本年度は、「非行・不良行為」がそれを上回る結果となった。

６　「非行・不良行為」は、警察に検挙、補導された児童への非行防止、健全育成を目的にしたものが大半であるが、触法少年の「わいせつ事案」に対するものも増えている。

７　昨年から相談件数が減少している原因は、「家庭・子育て」における複数回相談をしていた「高校生」の減少による。

（4）　教育相談

1　事業目的

幼児児童生徒の心身の健全な発達を支援するため、市内在住及び市内の幼稚園、こども園、小・中・特別支援・高等学校に在籍する幼児児童生徒及びその保護者、教職員を対象に専門の相談員による教育相談を行う。

2　実施方針及び実施内容

(1) 相談員の資質向上

スーパービジョン研修をとおして相談員の資質の向上を図る。

(2) 相談内容に合わせた対応

① 相談ケースの受理についてケースカンファレンスで様々な角度から検討することで、より適切な相談の方向性を決定する。

② 相談期間が長期に渡っているケースは、次年度の継続についてケースカンファレンスの中での検討を踏まえ、保護者と話し合い、今後の方向性を共通理解する。

③ 相談体制の充実等により、スムーズに相談を開始し、寄り添った相談が出来るようにする。

④ オンライン相談等、クライアントのニーズに合わせた相談を実施する。

⑤ 相談期間の長期化対策に向け、クライアントへ継続の意思を確認するアンケートを実施する。

(3) 相談体制の構築と関係機関との連携

① 学校園や教育支援センター「やまびこ」、学校教育課、こども福祉課等関係機関、「不登校対策チーム『つなぐ』」との情報交換を行うことで、ケースの実態把握に努め効果的な支援体制の構築を図る。

② 学校園や関係機関との情報交換を実施し、児童・生徒の共通理解を図り、児童・生徒の実態把握に努める。

3　成果と課題・改善策

(1) 成果

① ケースカンファレンスやスーパービジョンのケース検討を通して、相談員同士が互いの考えを出し合いカウンセリングの方向性を考えていくことで、専門性を高めることができた。

② ケースカンファレンスの中で相談ケースや終結ケースを共有する機会を設定し、各相談員が自身のケースを振り返り、継続の必要性について考える場を設定した。これにより各相談員がこれまでの経緯を振り返り、これからの方向性を考える機会となった。

③ 教育支援センター「やまびこ」やこども福祉課、学校教育課等の他課との連携を強化し、子どもへのより適切な支援や望ましい環境作りについて情報を共有し取り組むことができた。

④ 継続相談のクライアントを対象に、オンライン相談を取り入れクライアントのニーズに合わせた相談体制を構築することができた。

(2) 課題・改善策

① 相談内容の多様化に対応するため、引き続きスーパービジョンを通して相談員の資質向上を図っていく。また、教育相談における課題把握、研修のあり方を工夫していく必要がある。

② 令和６年度の教育相談員増員により一時待機数は減少したが、近年の相談件数の増加や長期化により待機が発生し始めている。この実態を踏まえ、より適切な相談経路について検討していく必要がある。

【参考資料】教育相談　実施状況

令和8年(2026年)3月31日時点

(1) こころの相談

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
新規ケース（人）	8	4	8	1	6	8	8	1	6	3	6	0	59
全ケース（人）	194	202	206	205	177	219	208	200	223	206	212	224	2476
のべ面接回数（回）	253	330	319	312	235	345	347	280	325	288	325	334	3693

○ 全ケース（人）の相談内容内訳

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
相談内容	いじめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不登校	89	98	103	97	82	98	105	90	102	99	97	102	1162
	学業・進路	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	友人関係	4	3	2	2	2	2	2	1	2	2	2	2	26
	家庭・子育て	57	56	55	56	46	63	54	57	65	56	63	65	693
	心身の健康・保健	32	30	30	32	34	38	32	37	38	34	34	38	409
	発達障害等	3	4	4	4	4	4	4	4	4	40	33	30	138
	非行・不良行為	2	3	5	6	3	7	4	4	5	5	5	7	56
	暴力行為	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	14
	虐待	1	2	1	2	2	1	2	2	2	2	2	1	20
	体罰	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学校・教職員との関係	4	4	4	4	2	4	3	3	3	3	3	3	40
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		194	202	206	205	177	219	208	200	223	243	242	251	2570

(2) 特別支援教育相談（発達相談）

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
新規ケース（人）	8	3	3	2	4	5	1	5	6	6	5	5	53
全ケース（人）	10	7	7	19	9	11	10	11	10	11	9	7	121
のべ面接回数（回）	13	10	9	21	13	12	12	13	12	12	12	10	149

（3）ことばの支援教室

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
新規ケース（人）	12	4	6	6	8	2	4	8	2	6	2	2	62
全ケース（人）	24	16	16	22	20	13	16	16	16	26	20	20	225
のべ面接回数（回）	24	16	16	22	20	13	16	16	16	26	20	20	225

（4）医療心理相談

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
新規ケース（人）		0	2	2		3	3	4	4	2	1	4	25
全ケース（人）		1	3	3		4	4	4	5	4	4	4	36
のべ面接回数（回）		4	12	11		13	16	16	19	12	13	12	128

（5）医療発達相談

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
新規ケース（人）		0	4	3		3	3	4	8	4	2	1	32
全ケース（人）		1	9	5		5	5	5	9	5	4	5	53
のべ面接回数（回）		2	31	18		18	18	23	31	23	12	21	197

（6）情報交換

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
新規ケース（人）	0	0	2	1	1	0	1	2	1	1	2	1	12
全ケース（人）	0	1	2	1	1	0	1	2	1	1	2	1	13
のべ面接回数（回）	0	10	8	4	5	0	2	9	6	5	9	5	63

（7）電話相談

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
相談内容	いじめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	不登校	1	2	0	2	0	5	3	2	0	0	0	2	17
	学業・進路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
	友人関係	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0	4
	家庭・子育て	1	1	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	6
	心身の健康・保健	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	4
	発達障害等	0	0	1	2	2	0	1	0	2	0	0	1	9
	非行・不良行為	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	暴力行為	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	虐待	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	体罰	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学校・教職員との関係	0	0	0	1	1	1	1	0	3	0	0	1	8
	その他	0	2	1	0	2	1	0	0	0	2	2	1	11
合計		2	5	6	7	5	9	6	3	5	5	5	6	64

（8）令和７年度　スーパービジョン研修

	月　日	講　師	所　属　等	内　容	参加人数
1	5月13日	川畑　直人	京都文教大学　教授	講演	8
2	8月26日	中地　展生	帝塚山大学　教授 こころのケアセンター長	講演	7
3	9月16日	工藤　晋平	名古屋大学　准教授	講演	8
4	10月7日	伊藤　良子	京都大学　名誉教授	事例検討研修	8
5	11月7日	岩宮　恵子 （オンライン）	島根大学　教授	事例検討研修	8
6	1月27日	清水　知子	京都文教大学　教授	講演	9

５．健全育成活動（学校補導連絡会・愛護補導連絡会・地区懇談会）

青少年の健全育成のために、学校・家庭・地域社会がそれぞれに持つ教育力を生かしつつ、相互に連携を深めることを目的として実施している。

（１）学校補導連絡会

中学校単位で、学校関係者・ＰＴＡ愛護部・校区少年補導委員・保護司・主任児童委員・阪神北少年サポートセンター・少年愛護センター職員が参加し、市内の補導状況や校区の様子、環境浄化等について情報交換を行い今後の愛護活動について協議した。

＜第１回学校補導連絡会＞

中学校名	月　日	曜日	時間	場所	内　　容	出席者数
東　　中	6月10日	火	16:00	多目的室	情報交換・協議、校内・校区の様子	17
西　　中	6月20日	金	16:30	理科室	情報交換・協議、校内・校区の様子	16
南　　中	6月10日	火	16:20	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	22
北　　中	6月24日	火	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	24
天王寺川中	6月19日	木	17:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	21
松 崎 中	6月9日	月	16:00	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	26
荒 牧 中	6月16日	月	16:30	西多目的室	情報交換・協議、校内・校区の様子	36
笹 原 中	6月16日	月	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	19

合計８会場　181 名

＜第１回学校補導連絡会の情報交換・協議の主な内容＞

【阪神北少年サポートセンターから】

・オートバイ盗が夏にかけて増えていく傾向。今の捜査は、無理をして追わず、事後捜査をしている。見守りカメラ・隠匿場所の捜査から検挙。ナンバーや車体番号から捜せるので、地域に長く止められたままのバイクなどは気にかけてほしい。

【学校から】

学校生活について

・落ち着いており、素直な子が多い。

・修学旅行や林間学校、トライやる･ウィーク等、行事を通して生徒が成長している。

問題行動について

・遅刻・欠席が多い。

・SNS を通じて、他市・他校とのつながりができ、トラブルになることがある。

・一部の生徒で、深夜徘徊や喫煙、登下校の際に広がって歩くなどの課題がある。

【地域から】

・あいさつをするとよく返してくれる。

・公園で中高生のカップルをよく見かける。

・自転車のマナーが悪い。

・一部の生徒に、喫煙・深夜徘徊があり、注意すると反発することがある。

＜第２回学校補導連絡会＞

中学校名	月　日	曜日	時間	場所	内　　容	出席者数
東　　中	10月6日	月	16:00	多目的室	情報交換・協議、校内・校区の様子	13
西　　中	10月14日	火	16:30	理科室	情報交換・協議、校内・校区の様子	15
南　　中	10月20日	月	16:00	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	24
北　　中	11月21日	金	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	18
天王寺川中	10月22日	水	16:00	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	18
松崎中	10月6日	月	16:30	会議室	情報交換・協議、校内・校区の様子	22
荒牧中	10月27日	月	16:30	西多目的室	情報交換・協議、校内・校区の様子	34
笹原中	10月20日	月	16:30	会議室	「部活の地域移行」で保護者・地域・学校でできることについての協議	25

合計８会場　169 名

＜第２回学校補導連絡会の情報交換・協議等の主な内容＞

【阪神北少年サポートセンターから】

伊丹の少年犯罪の検挙件数は、多い。

他市からきている子が伊丹市の子に被害を加える。伊丹の子は、加害よりも被害の方が多い。伊丹の子がつっかかってやられることが続いている。

塾帰りで遅いと治安はよくないので、早く帰るように声かけを。

サポートセンターの継続の補導相談人数は減っている。

【学校から】

学校生活について

・体育大会、合唱コンクールは、前向きに取り組む生徒が多かった。

・生徒主体で学校に関する様々なルールを決めている。生徒が活き活きしている。

・３年生は進路に向けて、１・２年生は校外学習に向けて頑張っている。

問題行動について

・夏休みに大きなトラブルはなかった。

・他校生との SNS のつながり、SNS トラブルが多い。

・登下校のマナーの指導の増加

・不登校の生徒が多い。別室登校に向けて、努力をしている生徒も増えている。

・一部の子で地域とのトラブル、喫煙がある。

【地域から】

・昔に比べて、子どもたちは落ち着いており、あいさつができる子も多い。

・夜間の外出などの不安がある。

・大きなトラブルは少ないが、交通マナーが悪い。

・部活動の地域移行により、子どもたちの居場所がどうなるか。

（２）愛護補導連絡会

小学校ＰＴＡ愛護部、少年補導委員、関係機関の連携を目的とし「校区の子どもは校区の住民が守り育てる」という観点にたち、地域ぐるみの環境浄化や補導活動（愛の一声）を推進した。

年２回の開催を計画し、第１回は６月 13 日(金)に全体会を行った。第２回は各学校単位で９月上旬～12 月中旬に、校区内の子どもたちの健全育成や交通ルール等をテーマに実施した。

＜第１回愛護補導連絡会＞

１　日　時　　令和７年６月１３日（金）15:30～16:45

２　場　所　　伊丹市立総合教育センター　２階　研修室

３　内　容　　(1) 出席者紹介

(2) 愛護補導連絡会の趣旨説明

(3) 情報交換

・阪神北少年サポートセンター

・主任児童委員　　・少年愛護センター

(4) ブロック別協議

４　参加者

・少年補導委員連合会会長　・ＰＴＡ連合会会長　・阪神北少年サポートセンター所長

・小学校長会生徒指導担当校長　・主任児童委員５名　・少年愛護センター ５名

・ＰＴＡ愛護部 24 名　・小学校教員 15 名　・少年補導委員理事 16 名

計 69 名

＜第２回愛護補導連絡会＞

小学校名	月日	曜日	時間	場　所	主な内容	出席者数
伊丹小	10月20日	月	10:00	会議室	・伊丹小学校区の通学路の現状 ・登下校時の様子（見守りチャット視聴） ・情報共有・意見交換	10
稲野小	9月16日	火	10:00	稲小ホール	・市内の現況について ・通学路での子どもたちの安全にかかる情報交換	30
南　小	9月25日	木	9:15	なかよしルーム	「家庭と地域の役割」 講師 南小学校 校長 植松 俊二 氏	24
神津小	9月11日	木	11:40	多目的室	DVD 視聴「スマホを正しく活用しよう」 グループディスカッション	21
緑丘小	12月16日	火	14:15	多目的室	「親子でお金について学ぼう～ナンシーと考えるお金のこと」 講師 ファイナンシャルプランナー 西岡 奈美 氏	140
桜台小	9月22日	月	13:30	PTA 会議室	・市内の現況について ・情報交換会 ・下校の様子を視察	13
天神川小	11月14日	金	10:00	きららホール 2F 会議室	・演題「反抗期」 少年愛護センター相談員 福田 治 ・情報交換会・地域交流会	50
笹原小	10月18日	土	10:00	体育館	・自転車・交通ルールについて 講師 ASAHI 自転車	40

瑞穂小	10月30日	木	10:00	多目的室	講話『SNS・オンラインゲームについて』 講師　阪神北少年サポートセンター　位田 道俊所長	16
有岡小	11月11日	火	12:30	有っ子ほーる	・校区の様子を情報交換	20
花里小	9月5日	金	14:35	花里ホール	人権教育講演会「仲間づくり」 こども未来部 こども室 次世代育成課 指導員 講師 奥村 恵子 氏	45
昆陽里小	11月6日	木	15:00	ふれあいルーム	・対人関係の持ち方について	10
摂陽小	12月12日	金	14:25	体育館	「子どもをとりまく ICT 社会の裏表～家庭で作ろうスマホの約束～」 総合教育センター 指導主事 中山 貴嗣 主査	158
鈴原小	9月24日	水	10:00	りんりんホール	・各団体からの連絡事項 ・PTA 体制変更説明 ・討論 身近な子どもたちについて	29
荻野小	11月27日	木	10:00	多目的室	・「西川文化財団の睡眠セミナー」 ・「学校給食について」	18
池尻小	10月15日	水	10:00	多目的室	講話「サイバー空間の危険から身を守るために～知っていれば防げることがあります～」 講師 兵庫県警察本部サイバー情報発信室 海野警部補	21
鴻池小	11月18日	火	10:00	ランチルーム	・生活指導と補導状況の情報交換 ・校区内の青少年の健全育成、非行防止、環境浄化等の活動状況や問題点について ・DVD 視聴 「小学生の情報モラル教室 スマホを正しく活用しよう。学ぼう！スマホのトラブルを防ぐマナーとルール」とディスカッション	17

合計 17 校　662 名

（3）地区懇談会等への参加

行事名	月日	曜日	時間	場　所	内　容
荻野小 少年補導委員を囲む会	6月16日	月	16:00	多目的室	少年補導委員からの情報共有

6. 環境浄化活動

（1） 有害図書類等回収状況

白ポストの回収状況 前年度比

	有害図書		AVテープ		DVD・CD		合計		累計		無害図書		総計	
	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度
4月	149	134	40	82	357	210	397	292	546	426	33	38	579	464
5月	34	35	5	16	96	244	101	260	135	295	37	38	172	333
6月	29	73	14	18	106	350	120	368	149	441	14	41	163	482
7月	105	102	13	13	389	542	402	555	507	657	29	18	536	675
8月	181	59	19	0	160	172	179	172	360	231	39	17	399	248
9月	105	80	5	2	92	267	97	269	202	349	18	13	220	362
10月	47	87	17	0	178	645	195	645	242	732	5	30	247	762
11月	151	122	1	4	162	141	163	145	314	267	29	23	343	290
12月	184	200	6	6	273	47	279	53	463	253	13	15	476	268
1月	106	173	11	6	117	175	128	181	234	354	74	44	308	398
2月	365	54	48	14	868	172	916	186	1,281	240	59	23	1,340	263
3月	109	112	43	34	139	238	182	272	291	384	5	18	296	402
合計	1,565	1,231	222	195	2,937	3,203	3,159	3,398	4,724	4,629	355	318	5,079	4,947

※ 令和７年度で有害図書類回収は終了

設置場所別有害図書類回収状況（令和７年度）

順位	設置場所	回収数	順位	設置場所	回収数
1	車塚公園	804	8	JR伊丹駅１階	286
2	中野西公園	709	9	山田バス停	248
3	バラ公園バス停	462	10	阪急伊丹駅	218
4	西桑津バス停	457	11	荒牧バス停	211
5	JR北伊丹駅駐輪場	433	12	いたみホール	140
6	裁判所前	330	13	北センター前	137
7	南センター前	289	合	計	4724

年度別有害図書類回収状況

年度	回収数
平成２９年度	7,046
平成３０年度	5,711
令和元年度	6,440
令和２年度	7,692
令和３年度	6,547
令和４年度	4,735
令和５年度	5,522
令和６年度	4,629
令和７年度	4,724

（2） 環境実態調査

10月～12月にかけて年１回の調査を実施

青少年を取り巻く有害環境の実態について

（令和　７　年度　実施分）

兵庫県阪神北県民局・伊丹市立少年愛護センター

１　図書類等収納自動販売機等（条例が規定する図書類、がん具類等を収納した自販機のほか、実態調査により確認された女性用下着等収納した自販機を含む。）の設置箇所数及び自動販売機台

０　箇所（うち　既届　　箇所）　　０　　台（うち　既届　　台）

２　図書類販売店店舗数

６６　　店舗

３　ビデオレンタル店店舗数

３　　店舗（うち　専業店　　店舗）

４　利用カード等収納自動販売機数（利用カード「いわゆるツーショットダイヤルカード」の他、てれめっちカードなどの形態のカード類を含む）

０　　台

５　玩具類等取扱店店舗数

７　　店舗

（うち　性的がん具類（併設含む）　１　店舗）

６　カラオケハウス店舗数

３　　店舗

７　有害役務営業に該当するおそれのある営業

総営業数　３　　店舗

内　訳	（店舗型・接触型）	店舗	（無店舗型・接触型）	店舗
	（店舗型・鑑賞型）	店舗	（無店舗型・鑑賞型）	店舗
	（店舗型・接待同伴型）	店舗	（無店舗型・接待同伴型）	店舗
	（店舗型・飲食遊興型）	３　店舗		

８　インターネットカフェ・まんが喫茶等店舗数

	総店舗数	１　　店舗
内訳	インターネットカフェ	店舗
	ま　ん　が　喫　茶	店舗
	複　　合　　施　　設	１　店舗
	公　　共　　施　　設	店舗

９　携帯電話インターネット接続役務提供事業者等店舗数

２４　　店舗

調査実施対象店舗数１０７店舗

（3）「青少年を守る店」協力店推進運動

市内の各店舗に「いわゆる少年の駆け込み寺」等として協力を依頼し、青少年を温かく見守り、健全育成を図るため、例年６月並びに10月～12月に拡大月間を実施。

年度別	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
店舗数	４３６	４５０	４３８	４２１	４１０	３９４

７．研修活動

開 催 日	研　修　名	内　　容	会　場	参加者数
4 月 28 日 (月)	伊丹市少年補導委員 実務研修会	「少年補導の現状、補導委員の役割等について」 DVD 研修「灰色の空」 伊丹市立少年愛護センター相談員　福田　治	総合教育 センター	52 名
5 月 26 日 (月)	伊丹市少年育成協会 研修会	「絶こうちょう」教育のヒント ～流れとご縁を大切に自分らしく～ 講師　丹波篠山市教育長　丹後　政俊　氏	スワンホール	120 名
7 月 4 日 (金)	伊丹市青少年を守る店 連絡協議会研修会	「少年非行の現状」 講師　阪神北少年サポートセンター 所長　位田　道俊　氏	スワンホール	71 名
7 月 25 日 (金)	兵庫県青少年補導センター 所長一日研修会	学びの多様化学校「みらいポート」について 講師：神戸市教育委員会事務局児童生徒課 河野　悟　指導主事	神戸市	1 名
10 月 24 日 (金)	兵庫県青少年補導委員大会 ・研修会	演題　「楽しもう青少年補導活動」 講師　motto ひょうご事務局長　栗木　剛　氏	三木 文化会館	２１名
11 月 11 日 (火)	伊丹市少年補導委員 管外研修	施設見学 （浪速少年院）	茨木市	２８名
11 月 28 日 (金)	伊丹市青少年健全育成研 修会	演題　「更生保護と保護司」 講師　神戸保護観察所　統括保護観察官　市場　徳志	スワンホール	96 名
12 月 4 日 (木)	青少年を守り育てるため の学習支援事業 (阪神北ブロック)	演題　「心の窓を少し開いて」 ～子どもの健全育成をめざして～ 関西外国語大学　学生部　学生相談室長 明石　一郎　氏	西宮市	5 名
2 月 13 日 (金)	兵庫県青少年補導センター 所長一日研修会	講演　「少年犯罪の現状」 講師　兵庫県警察本部生活安全部少年課係長	神戸市	1 名

8. 不登校対策支援事業

1 事業目的

誰一人取り残さない学びの充実の推進のため、不登校（長期欠席）児童生徒に対する様々な支援体制の構築を図り、「つながり」を通して社会的自立を支援する。

2 実施方針及び実施内容

(1) 教育支援センター「やまびこ」の運営

① 入所前に学校と十分に情報交換をするとともに、関係機関等との連携を図る。
② 指導員による学校訪問を年２回実施し、学校と足並みをそろえた支援体制を構築する。
③ 学校園や関係機関との情報交換により実態把握に努め効果的な支援体制の構築を図る。
④ カリキュラムを見直し、多様な子どもたちに対する個に応じた支援の体制を整える。
⑤ やまびこに登録していても通所できていない児童生徒に対してオンラインでの支援を行う。
⑥ 教育支援センター「やまびこ」の支援の目的や運営方法について教職員への周知を行う。
⑦ 県立但馬やまびこの郷など不登校施設等関係機関との協力体制を確立し連携する。

(2) メンタルフレンドオンラインの実施

① 長期欠席児童生徒を対象としたオンラインでの個別支援（カウンセリング、ゲーム、会話等）を実施し「つながり」を通した支援を行う。
② 長期欠席児童生徒の保護者を対象としたオンラインでの相談などの支援を行う。

(3) メンタルフレンドによる家庭訪問

メンタルフレンド派遣希望者のニーズに対応できる体制を整える。

(4) 教育支援センター「やまびこ」運営委員会の開催

市内の不登校児童生徒の実態を把握し、効果的な支援方法を探り、発信を行う。（年間２回）

(5) 「子どもの思春期を考える親のつどい」の開催

① 不登校で悩む保護者の情報交換の場を設定する。
② 教育相談部での案内や、学校を通じて周知するなど、保護者の参加を積極的に呼びかける。

3 成果と課題・改善策

(1) 成果

① 継続した学校との連携や総合教育センター教育相談部との情報共有により、多様化している通所生について共通理解を深めることで、不登校児童生徒への支援の充実を図ることができた。
② メンタルフレンドとの交流が、学校へ登校する意欲となったり、教育支援センター「やまびこ」への通所を希望するきっかけとなったりしていた。
③ やまびこオンラインを定期的に実施することで参加人数が増加し、通所につながった。
④ 市内小中学校の教職員に教育支援センター「やまびこ」に係るアンケートを実施し、認知度や要望等の現状を把握することができた。
⑤ 個別懇談会、保護者会の実施により保護者の悩みや思いを共有し、子どもとの関わりに役立てる知識や考え方を得る機会にすることができた。

(2) 課題・改善策

① 学校・家庭・教育支援センター「やまびこ」の相互連携を図り、支援の充実のためカリキュラムの見直しや個別の支援方法の研究等を推進していく必要がある。
② 多様化する通所生の一人ひとりの特性に応じた柔軟な対応ができる支援体制を構築する必要がある。
③ 特別支援学級在籍児童生徒の入所の可否について学校と十分に協議し、入所する際にはその支援方法や学校との連携について検討していく必要がある。
④ 教育支援センターの目的や運営方法について、教職員への周知を図る必要がある。

９．　阪神北少年サポートセンター活動状況　　＜令和７年１月～12 月 ＞

１　はじめに

兵庫県下の少年非行情勢は、非行少年（犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年の総称）数が令和５年から増加に転じており、令和７年中も検挙された非行少年が 2,927 人（確定値）と前年に比べ 584 人増加しました。

伊丹市内では、令和７年中に検挙された非行少年は 241 人と前年に比べて 122 人増加しています。

上記少年非行情勢の中、県警察では、非行少年を生まない社会づくりのため、少年健全育成総合対策「ひょうごっこハートスキルアップ」を推進しており、学校や少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携して、小学校段階からの非行防止教室、薬物乱用防止教室開催や街頭補導活動等を強化し、子どもの規範意識の向上と被害防止に取り組んでいます。

阪神北少年サポートセンターは、兵庫県警察本部生活安全部少年課長が管理する県下 12 カ所の少年サポートセンターのうちの１つで、平成 11 年４月１日に開設され、勤務員は警察官１名と、少年補導職員２名の計３名で伊丹市・宝塚市・川西市・川辺郡猪名川町の３市１町を担当区域として活動しています。

主な活動内容は、街頭補導活動、少年相談、継続補導活動、被害少年支援活動、広報啓発活動、ぐ犯少年、要保護少年等の調査、少年の居場所づくり、立ち直り支援活動の実施など地域と連携した少年非行防止活動を展開しています。

２　活動内容及び活動結果

ア　街頭補導

少年の飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為や問題行動の段階で、適切な指導・助言を行い、非行を未然に防止するため公園、商業施設など少年のたまり場になりやすい場所を重点に街頭補導活動を行う。

（喫煙など計 706 件の補導を実施）

イ　少年相談

少年に関する相談を保護者、学校及び少年自身から受理し、その処理に関して非行原因、家庭状況、交友関係等を調査するとともに、保護者、学校及び関係機関と連携して問題解決にあたる。　　（相談 36 件受理）

ウ　継続補導

保護者等の依頼、または少年の非行防止上、特に必要と認めた場合には、保護者、学校等と連携し、非行性が改善されるように助言。指導等を行う。

（50 人 50 回実施）

エ　被害少年支援活動

少年相談や事件処理等を通じて把握した被害少年のうち、精神面での支援が必要と認められる少年に対して、保護者等と連携のもと、必要により部内外の専門的な助言、指導を受けながら継続的なカウンセリング等を実施する。（0 人 0 回実施）

オ　広報啓発活動

少年を健全に育成するために、学校に赴き、薬物、携帯電話、万引き等に関する非行防止教室等を実施し、規範意識、防犯意識の醸成を目的とした広報啓発活動を行う。（65 回実施）

カ　ぐ犯少年、要保護少年等の調査

ぐ犯少年、要保護少年等を把握したときは、必要な調査を実施し、事案に応じてこども家庭センターまたは家庭裁判所に通告、送致する。（0 件）

キ　少年の居場所づくり、立ち直り支援活動の実施

少年の規範意識を向上させて、非行や犯罪被害を防止するため、スポーツ活動等を通じて、少年の居場所づくり、立ち直り支援活動を実施する。

（2 人 11 回実施）

ク　児童虐待家庭への訪問活動

警察で認知した児童虐待家庭の内、必要と認められる家庭への訪問活動を実施、児童虐待の防止を行う。（2 人、7 回実施）

Ⅴ　少年補導委員　手記

「見守り」

荻野ブロック　山中　昭子

私たちの小学校区には公園が１２か所あります。

公園ごとに遊んでいる子どもの年齢や遊び方が違ったり、高齢の皆様の憩いの場所になっていたりと、それぞれの特徴があるので、変化がないか確認しながら自転車でパトロールをしています。

補導委員は女性８人で、より広い地域を見て回るために３グループに分かれて補導活動を行っています。

月１回の小学校と幼稚園での朝のあいさつ運動と下校の声かけ。

毎週１回のパトロールでは、誰か困っている子どもがいないか。

不審者がいないか。

田畑の深い溝や空き家、路地や通りから死角になる各所を、女性ならではの目線で見守っています。

学校の中でも、色々な問題があるかと思いますが、学校の外では、子どもたちの笑顔のために、赤いベストを着た８人のおばちゃんたちはもちろん、子どもたちの保護者や自治会のみなさん、「青少年を守る店」運動に協力されているお店の方々、新聞配達員さんに至るまで、地域のみなさんのあたたかい目が、子どもたちを一緒に見守っています。



「　少年補導委員として５年目を迎えて　」

稲野ブロック　白井　洋史

少年補導委員に就任し５年目に入りました。

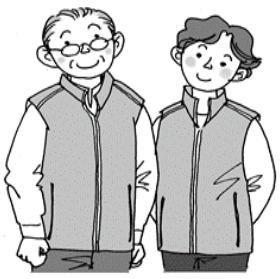
初年度は何をするのも手探りの状態で、先が読めず勢いだけで活動していましたが、２年任期を終える頃には、活動の意味を自分なりに理解し、地域の特性を考えながら活動することが出来るようになってきたと思います。少しずつではありますが・・・。

各小学校区によって、子どもたちを取り巻く環境は異なりますので、理事会で各校区の理事と意見交換できるのは、とても貴重な勉強の場です。

さて、長年自治会の役を引き受けてくださっていた先輩方が引退の時期を迎えられ、その後継者が見つからないという状況が各自治会で近年急速に増えてまいりました。

伊丹に限らず全国的な状況のようです。ことに少年補導委員の選出は、各自治会の会長にとって頭の痛い問題です。

今後も微力ながらではありますが、少しでも補導活動への理解を皆様に頂けるよう努めてまいります。



Ⅵ　参考資料

伊丹市立少年愛護センター条例

公布　昭和 49・９・27　条例 39
改正　昭和 51・２・28　条例１
昭和 61・３・13　条例１
平成　9・12・24　条例 43

（設置）
第１条　少年愛護の総合計画の樹立と実践活動を推進し、少年の非行および不良化を防止するとともに、その健全な育成を図ることを目的として伊丹市立少年愛護センター（以下「愛護センター」という。）を設置する。
（位置）
第２条　愛護センターの位置は、伊丹市千僧１丁目１番地とする。
（事業）
第３条　愛護センターは、第１条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。
(1) 少年愛護事業の総合計画に関すること。
(2) 少年の補導および相談に関すること。
(3) 少年愛護に関する調査研究および啓発宣伝に関すること。
(4) 関係機関および団体との連絡協調に関すること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、伊丹市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業。
（愛護センター運営協議会）
第４条　愛護センターに、伊丹市立少年愛護センター運営協議会を置く。
（職員）
第５条　愛護センターに、所長その他必要な職員を置く。
（委任）
第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付　則

この条例は、教育委員会が別に定める日から施行する。（昭和 49 年 11 月 19 日教委規則第 17 号で、昭和 49 年 11 月 20 日から施行）

付　則　（昭和 51・2・28 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則　（昭和 61・3・13 条例 1）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則　（平成 9・12・24 条例 43）

この条例は、平成 9 年 12 月 25 日から施行する。

伊丹市立少年愛護センター条例施行規則

公布　昭和 49．11．19　教委規則 16
改正　平成 4．11．30　教委規則 14
改正　平成 11．5．31　教委規則 7
令和 4．6．30　教委規則 6

（趣旨）
第 1 条　この規則は、伊丹市立少年愛護センター条例（昭和 49 年伊丹市条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、条例の施行に関して必要な事項を定めるものとする。
（愛護センター運営協議会）
第 2 条　伊丹市立少年愛護センター運営協議会（以下「協議会」という。）は、伊丹市立少年愛護センター（以下「愛護センター」という。）の合同活動の実施について協議するとともに、関係機関および団体の連絡協調を図るものとする。
2　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから 15 人以内を教育委員会が委嘱し、または任命する。
(1) 関係行政機関の委員および職員
(2) 関係団体の代表
(3) 学校教育関係者
(4) 学識経験者
3　委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
4　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（協議会の会長および副会長）
第 3 条　協議会に会長および副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。
2　会長は協議会を代表し、会務を主宰する。
3　副会長は会長を補佐し、会長の事故あるときはその職務を代行する。
（招集）
第 4 条　協議会は、会長が招集する。
（少年補導委員）
第 5 条　少年の非行防止を図るため、愛護センターに伊丹市少年補導委員をおく。
（細則）
第 6 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項については別に教育長が定める。

付　則

1　この規則は、昭和 49 年 12 月 1 日から施行する。
2　伊丹市少年愛護センター規則（昭和 42 年伊丹市教育委員会規則第 99 条）は、廃止する。
3　第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 2 年 12 月 10 日に委嘱または任命された委員の任期は、同日から平成 5 年 6 月 30 日までとする。

付　則（平成 4．11．30 規則 14）

この規則は、平成 4 年 12 月 1 日から施行する。

付　則（平成 11．5．31 規則 7）

この規則は、公布の日から施行する。

付　則（令和 4．6．30 規則 6）

この規則は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

伊丹市少年補導委員要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、伊丹市立少年愛護センター施行規則（昭和 49 年伊丹市教育委員会規則第 16 号）第５条の規定に基づき、伊丹市少年補導委員（以下「補導委員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第２条　補導委員の職務は次のとおりとする。

⑴ 問題少年の早期発見ならびに補導に関すること。

⑵ 情報資料の収集報告に関すること。

⑶ その他、少年の非行防止に必要な業務に関すること。

（定数）

第３条　補導委員の定数は 160 人以内とし、次に掲げる者のなかから、伊丹市教育委員会が委嘱する。

⑴ 伊丹市保護司会から推薦された者

⑵ 伊丹市民生委員児童委員連合会から推薦された者

⑶ 伊丹市自治会連合会から推薦された者

⑷ 伊丹市内小学校・中学校および高等学校の生徒指導主任

⑸ 伊丹市少年補導委員連合会から推薦された者

（任期）

第４条　補導委員の任期は改選年度当初から翌年度末までの２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠補導委員の任期は、前任者の残任期間とする。任期中に新たに補導委員になった者も同様とする。

（服務）

第５条　補導委員は相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

２　補導委員は補導に従事する際は、伊丹市少年補導委員証（様式１）を携帯するものとし、赤いベスト（様式２）を着用しなければならない。ただし、第３条第４号に掲げる者は、赤いベストの着用に替えて、学校で使用している既存の名札・腕章等を使用することができる。

付　則

この要綱は昭和 51 年３月１日から施行する。

付　則

この要綱は平成 24 年７月１日から施行する。

付　則

この要綱は令和元年５月１日から施行する。

付　則

この要綱は令和３年５月１日から施行する。

付　則

この要綱は令和７年９月１日から施行する。

付　則

この要綱は令和８年４月１日から施行する。

（様式１）

No

下記の者は、伊丹市少年補導委員であることを証明する。

氏　名

写真

所　属　伊丹市立少年愛護センター
発　行　年　月　日
有効期限　年　月　日
伊丹市教育委員会

（様式２）



「見逃さないで子どものサイン」

青少年の万引き・自転車盗・喫煙・深夜徘徊 を伊丹からなくそう

初発型非行少年の現状　　**刑法犯少年の検挙・補導状況**

	万引き	自転車盗	単車盗	占有離脱物横領	喫　煙	深夜徘徊	犯罪少年	触法少年
令 和 ５ 年	１２	７	１	０	３３０	６８６		
令 和 ６ 年	２０	１３	２	４	５７７	７８０	６８	３４
令 和 ７ 年	５１	１９	７	４	３６０	５１６	１０５	１００
前年からの増減	＋３１	＋６	＋５	±０	－２１７	－２６４	＋３７	＋６６

（伊丹警察署調べ）

占有離脱物横領＝他人の置き忘れた物や落とし物を勝手に使うこと。

深夜徘徊（はいかい）＝１８歳未満の少年が、正当な理由なく午後１１時～午前５時の間に徘徊すること。

犯罪少年＝１４歳以上で罪を犯した少年、触法少年＝１４歳未満で犯罪に該当する行為を行った少年

家庭では…

- 善悪のけじめをはっきり教えよう。
- 子どもの生活に目を向けよう。
- 家庭でのふれあいを大切にしよう。
- 日常の会話を大切にしよう。
- スマホ・ケータイは保護者の管理下で使わせよう。



地域では…

- まず大人が模範を示そう。
- 子どもに「愛の一声」をかけよう。
- 地域ぐるみで有害環境を浄化しよう。
- 「非行少年を生まない社会づくり」を心がけよう。
- 子どもに様々な体験の場を提供しよう。

学校では…

- 社会の決まりやルールを身につけさせよう。
- 人のいたみや喜びを感じあえる心を育てよう。
- 子どもを温かく見守ろう。

店舗では…

- 商品陳列の改善
- 防犯体制の充実
- 声かけ運動の励行
- 店内放送の実施

児童・生徒は…

- 命や物を大切にしよう。
- 何事にも感謝の気持ちを持とう。
- 自分の行いに責任を持とう。
- 万引きは犯罪です。



「スマホ・ケータイやインターネット等」のトラブルから、子どもたちを守りましょう。



伊丹市青少年を守る店連絡協議会
伊丹市少年育成協会・伊丹市保護司会
伊丹市少年補導委員連合会
伊丹警察署・伊丹防犯協会
伊丹市立少年愛護センター

「環境浄化・非行防止」ポスター



なやみの相談　クリアファイル（表面）

子どもと保護者のなやみの相談



ひとりでなやまないで！

	連絡先	相談内容	開設時間
電話相談	072-770-8742	しつけや子育て・不登校・問題行動等、子ども/青少年に関する様々な相談	（年末年始・祝日を除く）平日 10:00 ～ 17:30
来所相談（要予約）	072-780-3540		（年末年始・祝日を除く）平日 10:00 ～ 17:00
メール相談	aigo@itami.ed.jp 上記アドレスまたは当センターHPのメールフォームをご利用ください		24時間受付

	連絡先	相談内容	開設時間
電話相談	072-772-6171	不登校・ひきこもり いじめ・こころの相談	（年末年始・祝日を除く）月・火・木・金 9:00 ～ 18:00 水・土 9:00 ～ 17:00
来所相談（要予約）	072-780-2484	教育相談・発達相談 ことばの支援教室	（年末年始・祝日を除く）月・火・木・金 9:00 ～ 18:00 水・土 9:00 ～ 17:00

お気軽にご相談ください！

子育て
学校に行きたがらない・SNS ネット・ゲームについて etc…

問題行動
飲酒・喫煙について 深夜徘徊について etc…

自分のこと
からだ・個性について etc…

将来のこと
進学・就職について etc…

家族のこと
親や兄弟・姉妹について

学　校
いじめ・友人関係について 学習について etc…

伊丹市立少年愛護センター

このファイルは、10,800部作成し、1部あたりの単価は27.8円です。

なやみの相談　クリアファイル（裏面）

ひとりで なやまないで

子どもと保護者の相談窓口へ

	相談窓口	電話番号	相談内容	開設時間
不登校・ひきこもり・こころ	兵庫ひきこもり相談支援センター「阪神ブランチ」	050-3749-1227	ひきこもり専門相談 不登校・ひきこもり	火・水・木・金 10時～16時
	ほっとらいん相談	専用ダイヤル 078-977-7555	不登校・ひきこもり	月・水・土 ※1 午前：10時～12時 午後：1時～4時
	兵庫県立ひょうごこころの医療センター 診療部門 児童思春期センター「ひかりの森」	078-581-1013 078-940-5510	こころの相談	外来療育（要予約） 月～金（祝日除く） 9時～17時 1回60分程度
ネット	兵庫県警察サイバーセキュリティ・捜査高度化センター	078-341-7441	ネット書き込み サイバー犯罪に関する相談	月～金 ※1 9時～17時45分
虐待	こども福祉課	072-780-3518	虐待通告（18歳未満）	月～金 ※1 9時～17時30分
	児童虐待防止24時間 ホットライン	189（イチハヤク）	虐待（18歳未満）	24時間
発達	子ども発達支援センター（あすばる）	072-784-8128	発達相談（18歳未満）	月～金 ※1 9時～17時30分
子育て	保健センター すくすく育児相談	072-784-8034	健康・育児（乳幼児） （受付15時15分まで）	面接相談（予約不要） 月 ※1 13時～16時
	幼児の相談	072-784-8034	言葉の遅れ・しつけ （1歳～就学前）	面接相談（要予約） 月～金 ※1 9時～17時30分
	乳幼児発達相談	072-784-8034	発育・運動面（乳幼児）	
	子育て支援センター	072-771-1152	子育て（就学前）	月～金 9時～17時30分 土・日（第3日曜除く） 9時～17時 ※1
	こども福祉課（家庭児童相談グループ）	072-780-3518	子育て養育（18歳未満）	月～金 ※1 9時～17時30分
	幼児教育センター	072-780-2488	子育て・育児 （0歳～就学前）	月～金 ※1 9時～17時30分 第2、4金曜日は9時～21時
こども専用	伊丹っ子ＳＯＳ相談室	072-780-4493	こどもからの相談全般 （18歳未満）	月～金 ※1 9時～17時30分

※1　祝日及び年末年始を除く

「なやみの相談」手渡しカード

友だちや家族のこと、いじめや学校のことなど、
なやみごと、なんでもそうだんしてね。





しつけや子育て、不登校、
問題行動等、子どもに関する
様々な相談に応じます。

伊丹市
マスコット
たみまる

伊丹市立少年愛護センター

子どもと保護者の
そうだん



なやみの相談

072-770-8742

電話相談　平日　10：00～17：30
来所相談　平日　10：00～17：00（要予約）
メール相談　24 時間受け付けています

「青少年を守る店」協力店ステッカー



令和７年度　愛護活動概要

発 行 日　　令和８年 10 月
発 行 者　　伊丹市立少年愛護センター
〒664－0898　兵庫県伊丹市千僧１丁目１番地
ＴＥＬ　072－780－3540
ＦＡＸ　072－770－9471



itami

8 教 813－1－041A4

この印刷物は、再生紙を使用しています